

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

(開催要領)

- 1 日時 平成27年2月3日（火）16:37～16:42
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

西浦 博之 農林水産省農村振興局中山間地域振興課中山間整備推進室長
川崎 奉以 農林水産省農村振興局中山間地域振興課長補佐

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 中山間地域等直接支払の補助金の返還免除
 - 3 閉会
-

○藤原次長 鳥取県からの要望でございましたけれども、このテーマにつきまして2回目の御議論をしていただくということになります。

八田座長、よろしくお願いします。

○八田座長 大変遅くなって申しわけございません。それでは、早速、御説明をお願いいたしたいと思います。

○西浦室長 農水省の中山間整備推進室長の西浦でございます。

本件は12月26日に一度御説明をこの場で申し上げさせていただきました。その際に、これは交付金の返還にかかる問題でありまして、当省の予算事業上の通知を改正することによって、鳥取県の御要望にお応えし得るようになるという、仕組み的にはそういうこと

でございますが、ただし予算執行上の関係があるので、財政当局との調整が必要であるということを御説明申し上げました。

その後、概算決定に向けた予算編成プロセスの中で財政当局と本件の扱いを相談してまいりましたところ、鳥取県の御要望も踏まえた形で、前回も申し上げましたように、これは特区の対応と申しますよりは全国的な対応といたしまして、地域の農林水産業の振興に係る施設をつくるような場合で交付対象となっている農地を転用する場合については、交付金の全額返還の規定の例外とするということについて財政当局の御理解もいただきました。その旨を先週、私どもから鳥取県に、このような方向で財政当局と折り合いがついたので、来年度の予算事業の施行以降については、そのような形で新しいルールを適用したいということを申し上げましたところ、非常に歓迎をしていただきまして、資料は鳥取県のお許しを得て本日お持ちさせていただきましたが、県がかねて御要望されていた点が実現することになった旨をこのように県庁として記者公表されまして、さらに、同じ1月29日であったかと思いますが、このようなことで県の要望を受けて国で新しい扱いが決まったということを知事が定例会見でも言及をされております。

したがいまして、こと本件に関しましては、要望元であった鳥取県の御理解をいただいた形で出口を見出すに至ったということでございまして、私どもとしては最大限、御要望に応えさせていただいた形になったと考えている次第でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。これができるようになってよかったです。

あと委員の方から何か御意見、御質問はありますか。

手続的には、これは当方の事務局には前もって投げてくださっていたのですか。

○西浦室長 本当はこのような運びになる前にお話をすればよかったのでしょうか、まずは鳥取県のほうにお話をしたところ、鳥取県の側ですぐ知事に上げてこのような公表をされるということで先週動かれて、そのうちにこちらのワーキングのヒアリングの日程がセットされたということでありましたので、この場で本件を御説明させていただければと思った次第でございます。

○八田座長 すごくいい結果になったけれども、形としては事務局に少なくとも投げていただければ、事務局から私どもへ連絡があったと思います。これは特区で取り上げて、そして全国区展開で実現したことですから、私どもが一応まずそれについて知るべき立場にあったと思うのです。

○西浦室長 先生の御指摘をうけたまわり、私も配慮が足らなかった部分があったかと思いますが、実は鳥取県は、特区の要望はかねて提案しておられるのですが、それとは別に本件について、当省の大蔵政務官に知事が1月に要請に来られるなどしており、それでスピーディーに対応しなければならぬとの当省内の事情もございました。そういう意味では、こちらとの関係では事前のステップを丁寧に踏めなかつたとすればおわびを申し上げますが、中身としては要望については実現の方向ということでございますので、御理解を

賜われればと考えます。

○八田座長 わかりました。どうもありがとうございました。